

令和3年（2021年）8月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会会議録

8月27日（金）

午前10時01分 開会

午後0時36分 閉会

(午前10時01分 開会)

○議長(伊佐文貴)

これより令和3年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(伊佐文貴)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(伊佐文貴)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において13番、阿多利修議員、16番、赤嶺秀徳議員を指名いたします。

○議長(伊佐文貴)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月27日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、会期は8月27日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

2番、下地信広議員、5番、名嘉正明議員、9番、上盛政秀議員、14番、藏根武議員、21番、儀間勉議員から、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、本島、離島間の移動自粛等により、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、議員選出について、令和3年3月28日付で浦添市選挙区選出の比嘉武宏議員が任期満了となり、同選挙区から下地秀男議員が当選されました。

次に、令和3年8月3日付で、那覇市選挙区選出の大浜安史議員、前田千尋議員が任期満了となり、同選挙区から糸数貴子議員、與儀喜邦議員が

当選されました。

今回、新たに当選されました下地秀男議員、糸数貴子議員、與儀喜邦議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

糸数貴子議員を8番に、與儀喜邦議員を15番に、下地秀男議員を23番に指定します。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和2年7月31日の議会運営委員会で決定され、令和3年8月6日の全員協議会において、再度申合わせをしております。

本日の会議においても、感染症対策について、議員及び出席者の御協力をお願いします。

次に、7月30日付で、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

併せて、令和2年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されております。議案書の93ページより添付しておりますので、お目通しをお願いします。

また、議案書79ページ、監査委員より「令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合決算審査意見書」及び議案書131ページ「令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告」、議案書141ページより令和2年12月分から令和3年5月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営副委員長より、議会運営委員会の継続中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻、議題といたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より、挨拶の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

おはようございます。

コロナ禍で大変厳しい状況の中、多くの議員の皆さんが欠席をし、さらには大変厳しい社会情勢の中で、本日定例会が行われる中で御出席をいた

だいた議員の皆様には、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和3年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

私は、令和3年5月25日に執行されました広域連合長選挙におきまして当選をいたしました、うるま市長の中村正人でございます。広域連合長の責務を担うことになりました。皆様には御協力と御理解をいただき、この重責を全うしてまいりたいと思っております。

さて、平成20年4月に施行されました後期高齢者医療制度は、制度開始から13年が経過する中、これまでの制度の運営や広報活動の結果、被保険者の方々の理解も深まり、高齢者を支える医療制度として定着してまいりました。

広域連合では、引き続き後期高齢者の適切な医療の確保を図り、健康長寿の延伸を目的とする長寿健診や各種保健事業を市町村関係機関と連携し、推進してまいります。

また、レセプト点検の充実や後発医薬品 ジェネリック医薬品の普及促進による医療費の適正化にも取り組んでまいります。

今後とも被保険者の皆様が安心して医療が受けられますよう、丁寧な実務の執行に努め、高齢者の福祉の向上及び健康増進に向けて取り組んでまいり所存であります。

議員各位の御協力、御指導をお願いを申し上げますとともに、就任の御挨拶といたします。

なお、本日定例会に承認1件、認定2件、補正予算2件、合計5件の議案を提出してございます。

御審議のほどよろしくをお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、議会運営委員会の選任を議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、現在、1名欠員となっております。

議会運営委員会の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条の規定に基づき、後任の委員として浦添市議会の下

地秀男議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました下地秀男議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第6、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

読み上げて提案をいたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和3年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の新里です。よろしく願いいたします。

承認第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて説明御申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。条例改正の理由でございます。

令和3年2月5日付、厚生労働省保険局事務連絡において、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月13日に施行されたことに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

専決処分理由でございますが、県内市町村における議会定例会が6月に開催されるため、当広域連合議会の招集が困難となっており、議会の議決すべき事件について特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

議案書の9ページをお開きください。新旧対照表で御説明申し上げます。

今回の条例改正部分について御説明いたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条の下線部分が改正部分となります。

改正の概要でございます。

今回の条例一部改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが適用期限のある指定感染症から特別措置法が恒久的に適用される新型インフルエンザ等感染症へと変更されたことによるものでございます。

同広域の条例につきましては改正による文言の変更がありますが、傷病手当金給付についての基本的な措置の変更はございません。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

本案に対する質疑の通告はありませんでした。

○議長(伊佐文貴)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第7、認定第1号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第1号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付します。

令和3年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては担当より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

認定第1号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の14・15ページをお開きください。

決算総括における収支実績でございます。

収入済額3億1,102万3,727円、支出済額は2億7,031万1,847円です。収入済額から支出済額を差し引いた残額は4,071万1,880円となっております。

初めに、歳入について事項別明細書で御説明いたします。

24・25ページをお開きください。

款ごとの収入済額について御説明いたします。

ページ右側の収入済額の欄を御覧ください。

第1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金です。収入済額は2億7,500万円です。

第2款国庫支出金、第3款県支出金、第4款財産収入は費目存置で収入はございません。

26・27ページをお開きください。

第5款繰越金は、令和元年度の決算収支残高の剰余金額を計上してございます。収入済額は3,601万6,028円です。

第6款諸収入は、預金利子と雑入です。収入済

額は7,699円です。

歳入合計です。収入済額 3億1,102万3,727円です。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

30・31ページの事項別明細書を御覧ください。

款ごとの支出済額について御説明いたします。

第1款議会費は、支出済額が185万5,367円です。

不用額は116万5,633円で、不用額の主なものは第8節旅費の83万4,860円と、12節委託料の24万8,650円です。

第2款総務費は、支出済額 2億6,845万6,480円です。

不用額は3,681万9,520円で、主な不用額としましては第2節の給料1,000万2,800円と、第3節の職員手当等1,396万9,334円、第4節の共済費591万1,023円です。

34・35ページをお開きください。

第3款公債費は、費目存置で支出はありません。

第4款予備費は、予算現額の計が273万3,000円で、予備費充用額はありません。

歳出合計です。

支出済額 2億7,031万1,847円となっています。

その他、付属調書といたしまして、38ページに実質収支に関する調書を掲載してございます。

また、79ページより監査委員による決算審査意見書と、95ページに一般会計分の主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

本案に対する質疑の通告はありませんでした。

○議長(伊佐文貴)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第8、認定第2号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第2号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付します。

令和3年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては担当より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

それでは、認定第2号、令和元年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の42・43ページをお開きください。

決算総括における収支実績でございます。

収入済額が1,477億7,430万7,684円で、支出済額は1,396億5,558万9,628円です。

収入済額と支出済額の比較は81億1,871万8,056円となります。

次に、歳入について事項別明細書で御説明いたします。52・53ページをお開きください。

款ごとの収入済額等について説明をいたします。

第1款市町村支出金は、市町村から拠出された事務費、保険料、療養給付費に係る負担金で、収入済額は258億9,591万455円です。

第2款国庫支出金は、収入済額467億4,095万199円です。内訳は、第1項の国庫負担金が354億5,081万650円で、第2項の国庫補助金が112億9,013万9,549円です。

続きまして、54・55ページをお開きください。

第3款県支出金は、第1項県負担金の支出済額115億8,240万5,016円です。

56・57ページをお開きください。

第2項財政安定化基金支出金、第3項県補助金については費目存置としております。

第4款支払基金交付金は、国保や被用者保険な

どの現役世代が加入する医療保険からの支援金で、収入済額は576億2,912万1,000円です。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費が生じた場合、発生分に応じて国民健康保険中央会より交付されるもので、収入済額は8,297万3,482円です。

第6款財産収入は、保険給付費等準備基金の利息で、収入済額は21万5,003円です。

58・59ページをお開きください。

第7款寄附金は、費目存置で収入はございません。

第8款繰入金は、保険給付費等準備基金からの繰入金で、収入済額は16億5,425万1,000円です。

第9款繰越金は、令和元年の収支差引残高を計上したもので、収入済額は40億894万2,996円です。

第10款諸収入は、被保険者からの延滞金や返納金並びに第三者納付金及び預金利息等で、収入済額は1億7,953万8,533円です。

不納欠損額は、返納金の56万8,637円で、収入未済額は第三者納付金及び返納金で計7,584万3,643円でございます。

60・61ページをお開きください。

以上のことから、特別会計の歳入済額合計は1,477億7,430万7,684円で、収入未済額につきましては計7,584万3,643円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

64・65ページの事項別明細をお開きください。

款ごとの支出済額、不用額について説明いたします。

第1款総務費は、支出済額5億8,391万8,622円です。

不用額は5,667万2,378円で、主な不用額としては役務費の1,142万4,299円と委託料の3,514万5,400円です。

66・67ページをお開きください。

第2款保険給付費は、保健医療機関等への療養給付費及び被保険者への高額療養給付費等となります。

支出済額は1,348億3,842万6,352円で、不用額は92億9,474万4,648円です。主な不用額は、療養給付費で82億1,814万349円でございます。

68・69ページをお開きください。

第3款県財政安定化基金拠出金は、保険料収納率が予定していたよりも著しく低くなった場合や、想定以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うため、県に設置された基金への拠出金で、費目存置としております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、支出済額は7,337万3,637円です。

不用額は3,363円です。

第5款保健事業費は、被保険者の健康審査及び健康増進事業等に要した経費です。

支出済額は3億6,006万3,040円です。

不用額は2億942万5,960円です。

次の70・71ページ、主な不用額は委託料の1億7,070万8,144円となります。

第6款基金積立金は、保険給付費等準備基金への積立金となります。

支出済額が15億21万5,003円です。前年度の決算剰余金を受入れ、償還金を除いた額の2分の1以上を積み立てております。

第7款公債費は、費目存置で支出はありません。

第8款諸支出金は、国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金などとなっております。

支出済額は22億9,959万2,974円です。

不用額は2,841万26円となっております。

次に、72・73ページをお開きください。

第9款予備費は、予算現額の計が2億6,682万6,000円で、予備費充用額は998万円です。

歳出決算合計は、支出済額1,396億5,558万9,628円です。翌年度繰越額はございません。

その他付属調書としまして、76ページに実質収支に関する調書を載せております。

77ページに、財産に関する調書を掲載しております。

78ページには、基金の運用状況に関する調書を添付しております。

79ページ以降は、監査委員の決算審査意見書、96ページ以降に特別会計分の主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

本案に対する質疑の通告がありますので、質疑を許します。

上地榮議員

○上地榮議員

特別会計において、10款諸収入の中で収入未済額についてであります。

(1) 3項4目第三者納付金とはどういうことですか。

(2) 当該納付金について、どのように処理するか。納付の取り組み方ですね。

(3) 納付金の内訳はどうなっていますか。お伺いいたします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

上地榮議員の御質疑、第10款諸収入の中での収入未済額について、(1) 3項4目第三者納付金とはについてお答えします。

交通事故や傷害など、第三者の行為によりけがをした場合、本来であれば第三者が治療費を負担することとなりますが、実際には、過失割合の協議や第三者からの治療費の支払い等含め、被保険者と第三者の調整には時間を要します。

特に交通事故の場合など、けがの状況によってはすぐに治療を受ける必要があることから、被保険者はひとまず被保険者証を使用して治療を受けることができます。

被保険者証を使用する場合、本来第三者が支払うべき治療費のうち、自己負担分を除く部分は保険給付により広域連合が立て替えている形になりますので、その立て替え部分について第三者へ請求を行っていくことを第三者行為求償事務と言います。

議員御質問にございました第三者納付金については、第三者行為求償事務により納付された納付金になります。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

○事業課長(安永貴彦)

続いて、(2) 当該納付金についてどのように処理するかについてお答えします。

第三者行為が原因で被保険者証を使用して治療した場合、被害者や損害保険会社等が傷病届を広域連合に提出することになっております。

傷病届及びレセプト等により第三者行為と確認できたものに関しては、沖縄県国民健康保険団体連合会に求償の事務を委託しており、国保連が第三者から回収した金額が納付金として広域連合に収められ、そのうちの5.23%を委託料として国保連に支払っております。

(3) 納付金の内訳についてお答えします。

令和2年度の現年分・過年度分を合わせた第三者納付金は94件、1億3,868万155円でした。令和2年度の現年分・過年度分を合わせた収入未済額は32件、5,838万391円でした。収入未済32件は全て交通事故でした。

収入未済につきましては、第三者の経済的状況等の理由により年度内に全額支払いが終わっていない案件となりますので、分割納付等の対応を第三者にお願いしているところであります。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○議長(伊佐文貴)

では、再開いたします。

○事業課長(安永貴彦)

失礼しました。一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

(3) の納付金の内訳についてお答えする中で、収入未済額につきまして金額を誤っておりましたので、訂正いたします。

訂正額ですが、5,838万3,091円であります。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

なかなか第三者納付金と聞いたことないもんですから質問したんですが、これは事故を起こしま

すといろいろな保険に入っている方は保険で後で対応されるわけだけでも、なかなか急に入院したとかいう場合においては、その辺は保険がおりるのが遅くなるわけでありますから、基本的には保険会社とのやり取り行為という理解でよろしいですか。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

この第三者行為求償事務に関しましては、多くは交通事故ということもありまして、保険会社とのやり取りが中心になっております。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

それで、本件については国保連合会に委託をされて、ある意味では納付をしてもらうということになるわけですが、これは5,800万円というかなり大きな額でございますけれども、実際やったときにどのぐらい見込みがあるのかなというのが気になっているんですけれども、これまでの経験からしてこのぐらいは入りますよという状況が分かるんでしたら、お願いいたします。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

ただいまの質問にお答えいたします。

今後の見込みについてですけれども、交通事故が多いということもございまして、この第三者求償につきましては、ケースバイケースでそれぞれの事象によって対応が異なってまいりますので、金額の算定で今後どれぐらい入るかということについては、なかなか見込みが難しいというふうにご考えているところであります。

○議長(伊佐文貴)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(伊佐文貴)

日程に入る前に、御報告がございます。

ただいま、1番、箕底用一議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたことを御報告いたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第9、議案第4号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第4号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,071万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,272万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第4号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の102・103ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。ページ下の合計欄を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出合計欄の補正前の額2億7,201万6,000円に補正額4,071万1,000円を追加し、計3億1,272万7,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書で説明いたします。110・111ページをお開きください。

第5款繰越金1項1目繰越金1,000円に補正額4,071万1,000円を増額し、合計4,071万2,000円といたします。こちらは一般会計歳入歳出決算認定の中で説明いたしました、歳入歳出差引額を前年度繰越金として令和3年度に増額補正するものでございます。

次に、112・113ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

第2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億6,497万円に4,071万1,000円を増額し、補正後の額を3億568万1,000円といたします。

こちらの補正額4,071万1,000円につきましては、指定金融機関への口座振替手数料、及び前年度繰越金が構成市町村からの負担金であることから、負担割合に応じて構成市町村へ償還金として支出するために補正するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

本案に対する質疑の通告はありませんでした。

○議長(伊佐文貴)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第10、議案第5号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第5号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81億6,763万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,550億8,694万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第5号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

議案書の118・119ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

ページ下段の合計を御覧ください。今回の補正は歳入歳出とも補正前の額1,469億1,930万6,000円に81億6,763万9,000円を追加し、合計1,550億8,694万5,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書で御説明いたします。

126・127ページをお開きください。

第1款市町村支出金1項市町村負担金3目療養給付費負担金に補正額1,155万7,000円を増額して、合計112億2,332万5,000円といたします。こちらは令和2年度の医療費の実績に基づき、追加での負担を求めるものでございます。

第2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金に3,736万5,000円を増額し、112億5,243万円といたします。こちらは、マイナンバーカード取得促進関連業務に伴う通信運搬費、委託料、及び新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の追加請求分の財源です。

第9款繰越金に81億1,871万7,000円を増額し、81億1,871万8,000円といたします。こちらは令和

2年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を前年度繰越金として増額補正するものでございます。

128・129ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

第1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に7,056万7,000円を増額し、6億4,666万6,000円といたします。こちらはマイナンバーカード取得促進関連業務に伴う通信運搬費委託料、及び令和2年度市町村共通経費の精算による償還金が主な内容となっております。

第2款保険給付費3項その他医療給付費2目その他医療給付費105万6,000円を増額し、8億5,165万8,000円といたします。こちらの増額分は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金となっております。

第6款基金積立金です。1項1目保険給付費等準備基金積立金に22億円を増額し、22億18万5,000円といたします。こちらは前年度繰越金のうち、国・県、市町村及び支払基金へ精算金を償還した後の残額につきまして2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

第8款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金55億5,586万1,000円を増額し、55億5,586万3,000円といたします。こちらは国・県、市町村及び支払基金への精算による償還金です。

第9款予備費に3億4,015万5,000円を増額し、3億4,315万5,000円といたします。こちらは前年度繰越金から精算による償還を行い、その残額2分の1以上を基金へ積み、残った部分を予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため予備費として計上するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

本案に対する質疑の通告はありませんでした。

○議長(伊佐文貴)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

ここで、10分間の休憩をいたします。

開始時間は11時5分といたします。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

続きまして、日程第11、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

玉城義彦議員、登壇願います。

○玉城義彦議員

皆様、おはようございます。八重瀬町の玉城です。

一般質問を読み上げる前に、コロナ禍で沖縄県では最大800名を超える新規感染者が発生しまして、また、医療機関においてもクラスターで60名余りの多くの方がお亡くなりになっていて、それ以外にもお亡くなりになっている方、闘病者、様々いらっしゃいます。今回特にまたお亡くなりになった皆様に御冥福と、そして遺族の皆様にはお悔やみと、そして感染されて療養されている方には早めの回復をお祈りいたします。

そして、常々、医療機関や予防接種に尽力されている皆様には感謝を申し上げ、早めのコロナの収束をお祈りいたしております。

それでは、一般通告書に従って質問させていただきます。質問及び質問趣旨を読み上げます。

1. 歯科健診事業について。

令和2年度の保健事業健康保持増進事業費健康診査費中の歯科健診事業委託料は358万8,000円が計上されたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため事業は中止に至った。未知の感染症のため、事業中止の判断は理解できる上で、以下を質問する。

(1) 中止判断の経緯について質問する(事務局、受託市町村、歯科医師いずれの判断によるものか)。

(2) 一般の医療行為である歯科診療で新型コロナウイルス感染の報道はあまり聞かないが、実態

の把握はできているかを質問します。

(3) 令和3年度の歯科健診事業委託費は504万8,000円計上され、ぜひとも事業を実施してほしいが、感染防止策の徹底により歯科健診事業の実施が可能なのか否かを質問します。

2. 令和2年度の後期高齢者医療費について。

令和2年度の後期高齢者医療費の状況は、入院、入院外、その他医療費のいずれも前年度に比べ減少している。

(1) 入院外については、新型コロナウイルス感染防止のため受診を控えているということも一因と考えられるが、それ以外の要因について質問する。

(2) 入院費が減少した要因について質問する。

(3) 感染症禍が過ぎた際の受診や入院のリバウンドの可能性はないか。その見解を質問します。

再質問のある際には自席にて行います。どうか事務局の皆様、よろしく願いいたします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

玉城義彦議員の御質問、1. 歯科健診事業(1)中止判断の経緯についてお答えします。

令和2年度の歯科健診は、歯科健診事業の委託先である沖縄県歯科医師会と令和2年7月28日に契約を締結し、同年9月1日より歯科健診を実施する予定でした。

同年8月1日に緊急事態宣言が発出され、宣言が同年9月5日まで延長となったことから、沖縄県歯科医師会と協議の上、事業の実施・延期・中断等の方針を定め、同年10月9日までに県発表の警戒レベルが第1段階まで下がることを事業開始の条件としました。

しかしながら、同年10月9日に警戒レベルが下がることはなかったため、沖縄県歯科医師会と協議し、令和2年度は中止するという判断に至りました。

(2) 歯科健診でのコロナ感染の実態把握についてお答えします。

公益社団法人日本歯科医師会は、ホームページにて「現時点で、歯科医療を通じた感染拡大の報告がない」旨、記載しております。歯科健診を含む県内の歯科医療機関での感染防止策は、このよ

うなホームページ等の情報を基に有効に機能しているものと考えているところであります。

(3) 令和3年度の歯科健診事業の実施が可能なのか否かについてお答えします。

令和3年度の歯科健診事業に関しては、10月1日からの開始を目指して準備を進めております。

現在、緊急事態宣言中であることから、事業の実施につきましては、今後の状況を見極め歯科医師会と協議の上、判断してまいりたいと思います。

2. 令和2年度の後期高齢者医療費(1)入院外医療費の減少についての受診控え以外の要因についてお答えします。

受診控え以外の要因につきましては、外出時のマスク着用、手指消毒、密閉・密集・密接の3つの密への対策等、新型コロナウイルス感染対策を継続してきたことで、肺炎やインフルエンザ等の呼吸器系の疾患が流行しなかったことも、被保険者の入院外医療費減少の要因となったのではないかと考えております。

(2) 入院費が減少した要因についてお答えします。

令和元年度と令和2年度の入院総点数の上位10の疾病を比較すると、8つの疾病が前年度比で減少しております。これは、病床不足や医療体制のひっ迫等により緊急性の低い入院が先延ばしになった結果、入院費用や件数が減少したものと推測されます。

また、疾病の中でも、新型コロナウイルスなどを除く肺炎は、前年度比79.89%と大きく減少しております。新型コロナウイルスなどを除く肺炎の入院費用の減少は、感染症対策の徹底によるものと推測されます。

(3) 感染症禍が過ぎた際のリバウンドの可能性についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症禍の後には、被保険者の外出機会が増加し、医療は提供体制の平常化が進むと予想されるため、後期高齢者医療費は令和2年度比で増加するものと考えております。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、1番の歯科健診事業についてになります
が、報道では、確かに歯科での感染というのはあ
まり聞かないですね。それで歯科医のほうから、
この防疫に対してどういうふうなことをやっている
から、例えば感染が広がらなかったとか、それ
と徹底すれば、今後10月1日に予定されている歯
科健診でも実行されれば、感染を予防しながらこ
の事業は展開できるのではないかとということも
判断できますし、あと、特に高齢者のワクチン接
種、恐らく7割超えた接種になっていると思うん
ですね。

そういうワクチン接種の状況も鑑みると、事業
展開は可能なんじゃないかなというふうにして私
は考えているんですけども、その辺についての
考えをお聞かせください。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、感染対策がしっかり
講じられているのであれば、歯科健診のほうを再
開してもよろしいのではないかと考えております
けれども、これにつきましては、確かに歯科医療
機関におきましては、ガイドライン等を設けて感
染症の対応というものを講じておりまして、それ
ゆえに感染症の拡大というものは起きていないと
いうふうに認識しているところであります。

他方、沖縄県におきましては、新型コロナウイルス
感染症緊急事態宣言が現在出ている状況でござ
いまして、その中で県民の不要不急の外出自粛
の要請というものも発出されているところであり
ます。

このような状況を鑑みまして、広域連合としま
しては、緊急事態宣言中については歯科健診事業
の実施を見送っていくと。それ以降につきましては、
委託先と協議をしまして判断をしてまいりたい
と考えているところであります。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

判断するには非常に難しいんだろうと思います。
ただ、ワクチン接種を条件にするとか、そういう

ことも今後考えていってもいいのではないかと
いうふうにして思いますので、感染症は多分個人
的な考えでいくと減らないと思うんですね。やっ
ぱり風邪とか同じで、ウイルス、細菌は空気中に
舞っているのは事実ですし、ただ、発病するかし
ないかという観点でいきますと、もうワクチン
を打って重症者がいなくなってくると、普通の
状態と取られてもいいようなものが、恐らくこ
の半年ぐらいいでは出てくるのではないかと
思われますので、その辺もいろいろ考慮しなが
ら、この歯科健診は非常に重要な事業の1つ
だと捉えておりますので、ぜひ実施可能なよ
うなことをお願いします。

次にいきたいと思います。

2番目の令和2年度の後期高齢者医療費につ
いての関連で2つほど質問させていただきますが、
呼吸器では随分減ったと。このコロナの感染防
止をするための措置がインフルエンザだとか、ほ
かの肺炎についての疾患が減ったということでは
あるんですが、ただし、呼吸器以外の疾患、例
えば運動器疾患は恐らく人工関節の手術とか、
そういったものは予定手術とか大体されている
ので、後回し後回しになっていることとかを考
えると、次年度ものすごい大きな医療費が広
がってくるんじゃないかということも、個人的
には考えるところですが、ただ、運動器に関
しては在宅にとどまっていると、どうしても
運動能力低下等々が心配されて、それが要支
援、要介護度の低下を招くのではないかと
いうことも懸念されますが、その辺の影響につ
いてはどのように捉えていますでしょうか。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

入院外医療費につきましては、令和2年度の
外来総点数上位10疾患につきましては、気
管支喘息など呼吸器関連の疾患、また議員御
指摘の運動器疾患、その他脂質異常、糖尿
病、緑内障など様々な疾患が含まれており
ます。

そのうち運動器の疾患については2つござ
いまして、関節疾患が前年度比90.90%、
骨粗しょう症が前年度比89.33%とい
ずれも前年度より減少

しております。

また、令和2年度の要介護の新規認定率を確認したところ、前年度同様 3.0%ということで、増減は確認できませんでした。

入院外の医療費と、要介護の新規認定率の間に関連があるかどうかですけれども、要介護の新規認定における疾病の状況が当広域では確認できないことから、詳細な把握はできておりません。

しかしながら、今後、国保連が公表する内容の中にこれに関係するものが含まれているということがありますので、分析結果を基に対策を取ってまいりたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

それでは、最後の質問をさせていただきますが、10疾患というお話が出ていました。上位の入院点数を初め、そのうちの8疾患とありましたが、具体的にこの10疾患のうちの8疾患はどういうような疾病なのかということについて、説明をお願いいたします。

そして、次年度、恐らく医療費が今年度に比べてかなり上がると思うんですね。だから、その辺の対策も次年度に向けて必要なのかなというふうにして考えていますので、各市町村においても何で今年度、令和2年度少なかった、令和3年度まで少ないのに、令和4年度からこんなに爆発的に医療費が上がっているんだということを心配されますので、その辺についてもしっかりと説明ができるような対策もお願いしたいと思いますが、最後の質問にお答えをお願いします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

まず入院外の疾患の上位10疾患についてお答えいたします。

慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、関節疾患、骨粗しょう症、脂質異常症、不整脈、緑内障、前立腺がん、あと最後の1つは気管支喘息ということになります。

また、次年度予算について医療費のほうで増加があるのではないかとこの点ですけれども、現在

の状況というのは、新型コロナウイルスが蔓延してから医療費としては落ちたという形になっておりますけれども、この状況が平常化に向かっていく場合に、確かに医療費が増加していくということが想定されます。

私どもとしましては、予算に関しては医療費が増加するというのを念頭に置きながら、次年度の予算を組んでいくという形で対応していきたいと。もしコロナ禍が現状のように続く場合は、予算としては少し実態と乖離するところがあるかもしれないませんが、今後、平常化をするということを想定しながら予算を組んでいくということは検討していきたいと考えております。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

これをもって、玉城義彦議員の一般質問を終わります。

次に、上地榮議員の一般質問を許します。

上地榮議員、御登壇お願いします。

○上地榮議員

一般質問を行います。

本件につきましては、後期高齢者医療広域連合の議会が開かれるということもありまして、担当課に出向きましていろいろとお話をしましたら、この各市町村ともそれぞれ、これは令和3年7月9日付で被保険者の皆様への文書が配れているんですね。(資料掲示)。これ見て非常に字が小さくて、私も目はいいほうなんですけど、ほとんど見えないという状態でありまして。

そういうことがあって、今年はまたいろいろコロナの関係で担当者会議、あるいは担当課長会議も開かれなかったということもあったと思うんですけど、以下のような質問を出してみたらどうかというふうなことでございます。

後期高齢の方々というのは、内容もわからないとすぐ役場のほうに来てから、どうなっているのと、自分に関するものなのかどうなのか。その辺の対処についても、この文章からはなかなか読み取れない部分もあるということがありまして質問しておりますので、よろしくお願ひいたします。

本広域連合より「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免および医療保険制度の見

直しについてのお知らせ」が配布されているが、連絡先の電話番号が小さく、後期高齢者にとって読みにくいという不評でございます。ふさわしくない。

御高齢であったと思うんですが、もっと軽易な文章で、字も大きくするなどして工夫が足りなかったのではないかということでの質問でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

こんにちは。上地榮議員の御質問についてお答えいたします。

本広域連合より送付いたしました「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免および医療保険制度の見直しについてのお知らせ」につきましては、A4のリーフレットとA3のリーフレットがございますが、議員御指摘の箇所はA4のリーフレットかと思ひます。

確かに議員御指摘のとおり、今回の通知文書につきましては、問合せ先である各市町村の電話番号が特に小さく表示されております。

今後は、今回の御指摘を踏まえ、被保険者に配慮した読みやすい文字の大きさやレイアウトに努めてまいります。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

今日、補正予算の件もございましたけれども、500万円ほど新型コロナ対策に伴うパンフも発行するかと思ひますので、できたら職員の方々、イラスト、絵も入れて読みやすくなるかなということで要望もございましたので、御検討よろしくお願ひ申し上げ、終わります。以上です。

○議長(伊佐文貴)

これをもって、上地榮議員の一般質問を終わります。

次に、糸数貴子議員の一般質問を許します。

糸数貴子議員、御登壇お願ひします。

○糸数貴子議員

こんにちは、初めまして。那覇市選出の糸数貴子です。どうぞよろしくお願ひします。

質問の前に、新型コロナウイルスの感染でお亡くなりになった方へのお悔やみを申し上げます。

また、現在入院している、あるいは自宅療養でウイルスと戦っていらっしゃる皆さんが、一日も早く辛い症状が緩和されて、回復されますことを願ひます。

そして、医療従事者の皆さん、関係者の皆さんへの感謝と敬意を表します。

それでは、発言通告に基づき質問します。

1. コロナ禍の影響について伺ひます。

(1) 予算執行におけるコロナ禍の影響について。

令和2年度は、新型コロナウイルスの蔓延によるコロナ禍、緊急事態宣言下の影響が様々な事業や予算執行に影響しているように、資料を見て見受けられました。レセプトの委託件数が減ったことなども含めて、コロナ禍と関係しているのかなど、後期高齢者医療制度へのコロナ禍の影響について、連合としてはどのように分析をしているかを伺ひます。

(2) コロナ禍の事業展開について。

新型コロナの終息はまだまだ見通しが立たず、時間がかかると思われます。健診や保健事業、介護予防ができないまま、高齢者の健康が阻害されることは防がなくてはなりません。コロナが落ち着いたら実施をするという事業の在り方ではなく、発想の転換で、例えば集団健診の回数を減らすのではなく、逆に増やして密をつくらないようにしたり感染予防を徹底する。あるいは、必要に応じて訪問しての健診など、何か抜本的な改革が必要ではないでしょうか。

コロナ禍における高齢者の健康維持、フレイル予防についての対策を伺ひます。

2. 病院窓口での2割負担への引上げについて。

原則1割となっている医療費の窓口負担を、年収200万円以上の人を対象に2割に引き上げる改正法が成立し、後期高齢者が生きづらさを感じる状況にあります。

今後の対応等含めて、広域連合の見解をお聞かせください。

再質問等あれば自席で行ひます。よろしくお願ひします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

糸数貴子議員の御質問1. コロナ禍の後期高齢者医療について、(1) 予算執行におけるコロナ禍の影響についてお答えします。

まず医療費についてお答えします。

令和2年度医療費は総額約1,457億8,000万円、前年度比約75億1,900万円減、率にして4.91%減です。

医療費の令和2年度の内訳である入院医療費、外来医療費、その他医療費のいずれも前年度比で減少しています。

最も減少幅が大きかった項目、外来医療費は総額約260億8,000万円、前年度比約1億2,000万円減、率にして7.75%の減です。

医療費のうち外来医療費が最も減少した理由は、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えが主たる要因と考えております。

次に、保健事業についてお答えします。

令和2年度の保健事業費は総額約3億6,000万円、前年度比約4,750万円減、率にして11.65%減です。

保健事業費が前年度比で減少した理由は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の影響により、健康診査など被保険者との接触を伴う事業の計画見直しを行った影響によるものです。

(2) コロナ禍の事業展開についてお答えします。

今年度は、現在、緊急事態宣言中のため、訪問指導事業や歯科健診などが未実施となっております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を委託している18市町村においても、ワクチン接種や感染予防対策に優先的に取り組む必要があり、委託事業を思うように実施できていないところもございます。

このような状況を踏まえ、被保険者との接触を伴わない情報提供型の保健事業に取り組んでいくことが必要と考えております。

議員御質問の、コロナ禍における高齢者の健康維持、フレイル予防につきましては、情報提供型の保健事業として、フレイル予防啓発チラシの配布ができないか検討しているところでございます。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数貴子議員の質問事項2の病院窓口での2割負担への引上げについて、お答えいたします。

75歳以上高齢者の医療費の一部負担割合を2割とすることにつきましては、国の資料によりますと、現役並み所得者以外の被保険者について、課税所得28万円以上、年収200万円以上の方が対象とされ、沖縄県におきましては対象者が約2万2,000人になると試算されております。

また、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう配慮措置を講ずるとして、施行時期につきましては、令和4年10月1日から令和5年3月1日の間で政令により定めるとしております。

本広域連合におきましては、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、窓口負担割合の見直しについては慎重に検討していただいた旨、要望してまいりましたが、今後、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり医療費が増加する一方、それを支える現役世代が減少していく中で、現役世代の負担がさらに大きくなることを見込まれていることから、後期高齢者医療制度を持続可能なものにするための制度改正とのことでございます。

後期高齢者医療制度は全国一律の制度であり、今回の制度改正につきましては、法律及び政令等に基づくものとなっております。

本広域連合といたしましては、国と連携を図りながら、リーフレットやホームページなどを活用して、被保険者に対し丁寧な説明と見直し内容の周知を行うなど十分な広報、周知に努めるとともに、窓口業務を担っている市町村とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

ありがとうございました。

2割負担につきましては、先ほど答弁の中で丁寧な説明をしながら進めていくということでした。

ただ、どのように取り組んでも負担が増えることには変わりはないと考えています。後期高齢者からの声を受け止めて、現場から国を変えていくという気持ちを込めて、私たち議員も発信し続けたいと感じています。

高齢者の健康、命を守るために何ができるのか。私もすぐ先の自分事として取り組んでいきたいと思っておりますので、よりよい方向を皆さんと一緒に考えていければというふうに思っています。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(伊佐文貴)

これをもって、糸数貴子議員の一般質問を終わります。

次に、瀬長恒雄議員の一般質問を許します。

瀬長恒雄議員、御登壇をお願いします。

○瀬長恒雄議員

皆さん、こんにちは。豊見城市選出の瀬長恒雄です。よろしくをお願いします。

では、通告に従いまして質問を行います。

まず、1. 後期高齢者医療制度について。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、75歳以上の高齢者を特別の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける制度です。2008年の制度導入以来、度重なる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。

2008年の導入時、低所得者の保険料を軽減する措置軽減特例を導入しましたが、政府はその軽減特例を打ち切り、保険料を値上げする改悪を2017年度から実行に移しています。

2017年度は、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者の所得割軽減特例が5割から2割に、2018年度以降は所得割の軽減特例がなくなりました。2019年度からは均等割の軽減特例が見直しが段階的に行われ、高齢者の保険料の負担が増大しています。

今年6月4日、参議院本会議で与党などの賛成多数で医療制度改革関連法案が可決成立しました。その中に後期高齢者の医療費の窓口を2割に引き上げる法案も成立をしています。

そこで、(1)医療費の窓口負担2割化について、

その内容を質問します。

(2)窓口負担2割化における沖縄県の影響について質問します。

(3)窓口負担2割化について、沖縄県後期高齢者医療広域連合の見解を伺います。

2. 短期被保険者証について。

(1)発行状況について質問します。

(2)保険料の滞納によって、短期被保険者証が発行されていると思われませんが、滞納者の滞納理由について質問します。

(3)短期被保険者証を発行せず、全員に1年間有効の被保険者証を交付し、滞納については個別に対応すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について。

(1)今年度18市町村で事業を実施していますが、どのような取り組みが行われているのか質問します。

(2)令和6年度までに41市町村で実施する計画になっていますが、実現に向けての課題や取り組みを質問します。

以下は自席にて行います。よろしくをお願いします。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の質問事項1. 後期高齢者医療制度についての(1)から(3)まで、一括してお答えいたします。先ほどの答弁と重複することをお許しください。

75歳以上高齢者の医療費の一部負担割合を2割とすることにつきましては、令和3年6月4日、国会にて「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が可決成立しております。

国の資料によりますと、現役並み所得者以外の被保険者について、課税所得28万円以上、年収200万円以上の方が対象とされ、沖縄県におきましては対象者が約2万2,000人になると試算されています。

また、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう配慮措置を講ずるとし

ており、施行時期につきましては、令和4年10月1日から令和5年3月1日の間で政令により定めるとしております。

本広域連合におきましては、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、窓口負担割合の見直しについては慎重に検討していただきたい旨、要望してまいりましたが、今後、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり医療費が増加する一方、それを支える現役世代が減少していく中で現役世代の負担がさらに大きくなることを見込まれていることから、後期高齢者医療制度を持続可能なものにするための制度改正とのこととございます。

後期高齢者医療制度は全国一律の制度であり、今回の制度改正につきましては法律及び政令等に基づくものとなっております。

本広域連合といたしましては、国と連携を図りながら、リーフレットやホームページなどを活用して、被保険者に対し丁寧な説明と見直し内容の周知を行うなど、十分な広報・周知に努めるとともに、窓口業務を担っている市町村とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 短期被保険者証についての(1)から(3)につきまして、一括してお答えいたします。

短期被保険者証の交付件数は223件で、前年度と比較いたしまして2件の減となっております。

滞納理由につきましては、被保険者それぞれの家庭環境や事情等により様々な理由が考えられますが、各市町村と連携し、被保険者の納付履行状況や相談内容によって総合的に判断し、短期被保険者証の有効期限について柔軟に対応しております。

短期被保険者証の有効期限につきましては、原則2か月とし、納付相談の結果、必要に応じ別の有効期限を定めることができるものとする規定しております。

被保険者全員に通常の被保険者証を交付し、滞納については個別に対応すべきとの議員御提案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受診控えが出ている可能性などを含め危惧されているものだと思いますが、それをもつ

て、一律に短期被保険者証の発行をなくすのではなく、被保険者の状況に応じて総合的に判断していく必要があると考えております。

市町村のほうといたしましても、例えばゴールデンウィーク前に納付書とともに被保険者証を郵送で対応した、納付相談の内容によって通常2か月証で対応していたのを期限を延ばして対応した、電話連絡等により窓口ではなく郵送対応したなど、柔軟な対応を行っております。

今後とも市町村と連携を図りながら、高齢者が安心して必要な医療を受けられる機会が確保されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

瀬長恒雄議員の御質問3. 高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施について。

(1)今年度の18市町村での取組についてお答えいたします。

一体的事業は、各市町村が地域課題等を分析し、対象者を抽出して行う個別指導(ハイリスクアプローチ)と、地域での介護予防教室等、通いの場で行う健康教育や啓発活動(ポピュレーションアプローチ)となっております。

ハイリスクアプローチは7テーマ、ポピュレーションアプローチは3テーマが設定されており、多くの市町村が複数のテーマを組み合わせる形で取り組んでおります。

主な取組テーマと実施自治体数は、ハイリスクアプローチについては、重症化予防(その他生活習慣病)が17自治体、重症化予防(糖尿病性腎症)が17自治体、低栄養予防8自治体となっております。

ポピュレーションアプローチについては、健康教育・健康相談18自治体、フレイル予防11自治体、気軽に相談できる環境づくり3自治体となっております。

3.(2)令和6年度までに41市町村で実施する計画の実現に向けての課題や取組についてお答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を41市町村で実施するための課題は、各市町村に共通する課題と市町村ごとに異なる個別課題があ

ると考えております。

各市町村に共通する課題は、当該事業実施のための職員のスキル向上です。個別課題は、例えば離島や小規模自治体では医療専門職の確保が課題となっています。

各市町村に共通する課題への対応として、令和3年度、本事業に関する市町村職員向け研修を3回実施する予定です。既に令和3年7月28日に第1回研修を開催し、39市町村から会場受講28名、Web受講165名の合計193名が受講されました。

個別課題については、各市町村と準備を進める中で、課題を共有し、一緒に対応策を検討していきたいと考えております。

市町村に共通する課題への対応、市町村ごとの個別の課題への対応を同時に進め、当該事業の令和6年度までの41市町村実施を目指すとともに、当該事業が地域課題の解決に資する事業となるよう進めてまいります。

○議長(伊佐文貴)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

再質問を幾つか行いたいと思います。

先ほどの答弁で、窓口負担2割化の沖縄県の影響は約2万2,000人、負担増額が緩和措置によって3年間は月3,000円を超えない。つまり、年間で2万6,000円の増に抑えられるという答弁でしたが、今回の連合会からの資料によると、沖縄県の1人当たりの医療費の平均が99万6,000円。これを1割負担だと10分の1、9万9,000円。3年後からは9万9,000円、年間増加になるという計算式でよろしいですか。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

瀬長議員の御質問にお答えいたします。

まず平均の医療費が上がることになるのではなくということですが、平均の医療費につ

きましては大きく変動はないものと考えておりません。

現在、自己負担限度額というものが出られておまして、その限度額を超える形で被保険者の方の医療費が月額で上がることはないという形になっております。

現在、区分2という枠の場合は月額2万4,600円となっております。この額を超えることがないという形になっておりますので、医療費は大きく変動することはないというふうに考えております。

○議長(伊佐文貴)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

確認ですが、限度額を超えないと増えないという。

単純に99万6,000円が1人当たりの平均の医療費。窓口で支払う金額は年間9万9,600円。これを結局、2割化対象の方々は窓口で3年後には2割払わないといけなくなりますよね。そういう計算にはならないということですか。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後0時00分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

今回の2割負担について細かくというか、詳しく説明してもよろしいでしょうか。

まず、例えば1か月の医療費が3万円かかった場合は、1割の方は自己負担が3,000円になります。2割負担の方は6,000円となります。その差額は3,000円となります。

次に、1か月の医療費が6万円の場合、1割負担の方は6,000円、2割負担の方は1万2,000円となり、その差額は6,000円となります。

しかし、配慮措置により制度開始から3年間については、1か月間同じ病院に通った場合は、現物給付できる予定となっておりますので、自己負担額は9,000円となりまして、その差額は3,000

円となります。病院が複数に当たる場合には、後日3,000円の償還払いとなります。

次に、1か月の医療費が9万円の場合、1割負担の方は自己負担9,000円となり、2割負担の方は1万8,000円となり、その差額は9,000円となります。

この場合も配慮措置により、同じ病院に通った場合は1万2,000円となり、その差額は3,000円となります。複数の病院に通っている場合は、後日6,000円の償還払いとなります。

1か月の医療費が9万円を超えますと、2割負担の方は限度額の1万8,000円の据置きとなることから、その差は縮んでいくことになり、1か月の医療費が18万円を超えますと、1割負担の方、2割負担の方、ともに自己負担額は1万8,000円の同額となりますので、単純に倍になるというものではございません。以上です。

○議長(伊佐文貴)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

詳しい説明ありがとうございます。

今回の2割化負担について、中央の社保協だとか全日本年金者組合、日本高齢期運動連絡会等がアンケートを行っていますが、2,666人の方に現在1割負担の方に対して2割負担になったらどうするかというアンケートが行われています。

そのアンケートの結果、「通院回数を減らす」が13%、「受診科の数を減らす」が11%、「薬の飲み方を自分で調整する」が2%、「その他」が2%、約3割の方が今回の改正によって、自己負担が2割になったら受診の回数を控える、薬の飲み方を自分で調整するというようなアンケート結果が出ています。

これ大変厳しい状況を後期高齢者の皆さんに押しつける制度だなど、このアンケートの結果から考えられるんですが、ぜひこれまでも沖縄県の後期高齢者医療広域連合会は、国・県に対して2割負担は止めるべきだというような行動を起こしています。

私もこのようなひどい制度をぜひ廃止、今回6月で成立させているんですが、施行が今の計画だと来年度の10月から、それを実施させない取組を

沖縄県の連合会としてやっていくべきだろうなというふうに考えていますが、改めて連合会の見解をお願いします。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、アンケートの結果を今、私は初めてお聞きしましたけれども、その内容等を踏まえいろいろなことが出てくるかもしれないませんが、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、後期高齢者医療制度は全国一律の制度でございまして、今回の制度改正につきましては、法律及び政令等に基づくものとなっておりますので、御理解ください。

今後、そういった様々な声を聞いて、被保険者に対してやはり国と連携しながら、丁寧な説明と見直し内容の周知を行うなど、今後も十分な広報・周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

(「終わります」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

これをもって、瀬長恒雄議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了しました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第12、これより討論、採決を行います。

○議長(伊佐文貴)

承認第2号、専決処分報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に条例の一部を改正する条例)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより承認第2号について、採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(伊佐文貴)

認定第1号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより認定第1号について、採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(伊佐文貴)

認定第2号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより認定第2号について、採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(伊佐文貴)

議案第4号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(伊佐文貴)

これより議案第4号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、議案第5号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより議案第5号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第13、令和2年陳情第1号「後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書」を議題といたします。

本陳情は、議会運営委員会に付託及び継続審議となっております。

議会運営副委員長より審議結果の報告を求めます。

金城悟議員、御登壇お願いします。

○議会運営副委員長(金城悟)

(午後0時13分 休憩)

皆さん、もう12時過ぎましたけれども、もうしばらくおつき合いしましょうね。一緒に頑張りましょう。

議会運営委員会副委員長の金城です。議会運営委員会委員長でありました大浜議員が、令和3年8月3日をもって任期満了となっておりますので、私から8月6日に開催しました議会運営委員会での陳情審査の審議内容を報告いたします。

議会運営委員会に付託及び継続審議となっておりました令和2年陳情第1号「後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書」の取扱いについては、法案は成立しているが、施行日がまだ決まっていないため採択すべき、地元老人クラブからの要望もあり採択すべき、法案が既に成立しているため不採択とすべき、若年層の保険料負担の上昇を抑制するため、不採択とすべき等の意見がありましたが、協議の結果、全会一致で不採択と決定しました。

以上が陳情審査の報告となりますので、皆さんよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま議会運営副委員長の報告が終了しました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「議長」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

ちょっと豊見城市の議会とやり方が違うので質問するんですが、議会運営委員会では、この陳情書は不採択にするという決定をしたと。しかし、議会ではまだ決定はされてないということによるんですか。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午後0時13分 休憩)

(午後0時13分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

この後、討論にて採決いたします。

休憩いたします。

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

令和2年陳情第1号「後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書」、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

今回の令和2年陳情第1号「後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書」に対し、議会運営委員会では不採択の決定をしたという報告でしたが、私は採択すべきであると。

よって、議会運営委員会の決定に対しては反対の立場で討論をしたいと思ひます。

先ほどの一般質問の中でも述べたのですが、後期高齢者医療制度は75歳以上を特別の医療保険の枠に強制的に囲い込む。その中で2008年度の制度導入当時は、低所得者に対して余りにも負担が大きいうことで、様々な軽減特例が行われました。

まず所得の低い方への所得の軽減、均等割に対する軽減措置。この措置が2017年度からどんどん撤廃をされていくと。通則に戻していくと。

所得割は5割から2割にということをして2018年度以降は、所得割の軽減特例もなくなると。2019年度からは、均等割の軽減特例の見直しが段階的に行われて、今年度でこの軽減特例がなくなるといふように、高齢者の保険料の負担がどんどん増大をしてきていると。この間の後期高齢者医療制度の改悪、私に言わせれば改悪なんですけど、どんどん制度が改悪されて、被保険者に対する保険料の負担がどんどん大きくなってきていると。

今回、窓口2割化が今年の6月の参議院本会議

で決定をされましたが、先ほどの一般質問の答弁にもあるように、沖縄県においても2万2,000人の方が負担増になると。3年間の緩和措置があるとは言われているんですが、その後は医療費がどれだけかかったかによって負担が決まってくると。いずれにしても、加入者に対して負担を強いる制度であるということは変わらないと思います。

私たち後期高齢者医療広域連合の議員は、どの立場に立つのかと。政府の立場に立つのか、被保険者加入者の立場に立って物事を進めるのかというふうなことが今問われていると思います。

後期高齢者の皆さん、いろいろな疾病を抱えている方が多い。病院も幾つも通わないといけない。月1回、2回、定期的に病院に通わないといけない。そういうような方々に対して、窓口の医療費の支払いは1割から2割に2倍化になると。そのようなことを許していいのかということが、今この議会に問われていると思います。

先ほどからもあったんですが、国会審議の中で2割負担導入による現役世代の負担軽減の効果は、わずか月30円であると。政府が言っていた現役世代の負担軽減になっているのかということが、今問われていると思います。

その代わりに、2割負担になった分、政府はその2割負担に上った分の5割の金額が国庫からの支出が減ると。国の支出を減らすためのこのような制度改悪に対して、私たち沖縄県の後期高齢者医療広域連合の議員はどのような立場を取るのか。

先ほども言ったんですが、政府の立場に立つのか、加入者被保険者の立場に立つのかが今問われています。

私、この75歳以上窓口負担2割化には反対です。よって、先ほどの議会運営委員会の報告、不採択ということに対しては反対の立場です。

ぜひ皆さん考えていただいて、採択すべきかどうかというふうには私は考えます。よろしくお祈りします。

○議長(伊佐文貴)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより令和2年陳情第1号について、採決します。

本案の副委員長の報告は、不採択であります。

本案は、不採択とすることに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

休憩いたします。

(午後0時25分 休憩)

(午後0時34分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

可否同数により、本陳情は副委員長の報告どおり不採択とします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営副委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(伊佐文貴)

これで、令和3年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時36分 閉会)